

総合資源エネルギー調査会

省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会

太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第8回）

日時 令和2年10月19日（月）17：04～18：12

場所 オンライン会議

議題 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討④

1. エネルギー供給強靱化法の成立
2. 中間整理・エネルギー供給強靱化法をふまえた報告・検討

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

それでは、定刻を過ぎましたが、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第8回）を開催いたします。

皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、オンラインでの開催に当たって、事務的な留意点を2点申し上げます。

1点目ですが、委員の皆様におかれましては、本ワーキンググループ中、ビデオをオフの状態で御審議いただきますようお願いいたします。また、御発言のとき以外は、マイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。

また、2点目でございますが、通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局のメールアドレス、電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

次に、委員の皆様とオブザーバーの方々の御紹介については、委員等名簿をもって代えさせていただきますが、今回から三宅委員に代わりまして柳田委員に御参加いただくことになりました。実は、柳田委員は電波がまだ通じていませんので、この後御参加いただく予定になってございますが、どうぞよろしくようお願いいたします。

また、電力広域的運営推進機関にもオブザーバーとして御参加いただいております。

それでは、若尾座長に以後の議事進行をお願いいたします。

○若尾座長

若尾でございます。

お手元の議事次第に従って議事を進めたいと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

事務局でございます。

インターネット中継でご覧の皆様は、経済産業省ホームページにアップロードしておりますファイルをご覧いただければと思います。

本日の配付資料については、配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、資料1、タイトルが「太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討④」という資料の3点を御用意しております。

○若尾座長

どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事に早速入りたいと思いますけれども、まず最初に事務局から資料1に基づきまして、御説明のほうをよろしくをお願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

それでは、事務局より資料1に基づきまして御説明申し上げます。

資料1をご覧いただければと思います。

3ページをご覧いただけますでしょうか。

本年6月、第201回通常国会において、廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度等を内容とした再エネ特措法の改正を含むエネルギー供給強靱化法が成立しました。今後、省令等で詳細を規定するに当たりまして、本日は、施行に向けてさらなる検討が必要な事項の御議論をいただく予定でございます。

参考として、関連条文要旨というのが以下に載っておりますが、時間の都合もございますので割愛させていただきます。

続きまして、4ページでございますが、本ワーキンググループで昨年に取りまとめられた10キロワット以上全ての太陽光発電の認定案件を対象とする廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度に関する中間整理の概要をご覧ください。

原則として、源泉徴収的な外部積立てを行っていくこと、その上で、例外的に、内部積立てを許容していくことを昨年の中間整理の中では取りまとめさせていただきました。この中で、積立て主体を認定事業者とし、積立て金額水準・単価は、調達価格の算定において想定される廃棄等費用、電気供給量・キロワットアワーベースですとか、積立て時期は調達期間終了前の10年間、

積立て頻度に関しては、調達価格の支払・交付金の交付と同頻度といった内容を決めさせていただいておまして、そのほか、積立金の使途・取戻し、もしくは積立金の確保・管理について、細かい論点について御議論いただき、お取りまとめいただいたところです。また、施行時期に関しましては、2022年7月までの適切な時期とするということが中間整理では取りまとめられています。

本日のこの後の論点は、このエネルギー供給強靱化法、資料の3ページにございます内容、そして、この本WG中間整理の概要について議論していければなというふうに思っております。その上で、5ページ目でございますが、エネルギー供給強靱化法における再エネ主力電源化に向けた主要改正項目でございますが、こちらの中で太陽光発電の廃棄費用の外部積立て義務化というのが位置づけられたことを御報告申し上げます。

続きまして、6ページ以降が中間整理・エネルギー供給強靱化法をふまえた報告・検討ということで、それぞれの論点について御議論させていただければと思います。

まずは7ページでございますが、FIT認定事業における外部積立ての方法という点でございます。

中間整理においては、特定契約との関係において、法律に基づき、認定事業者に対して積立金の管理機関への廃棄等費用の積立て義務を課した上で、認定事業者と買取義務者の間で個別の契約変更を行わなくても調達価格の支払と積立金の積立てを相殺的に処理できるような措置を講じる、こういった内容の技術的な検討を進めることとされておりました。この点、再エネ促進法では、廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度について、認定事業者が買取義務者を經由して推進機関に解体等積立金を積み立てることが規定されております。

以上をふまえて、FIT認定事業における外部積立てでは、認定事業者と買取義務者の間で積立金と買取費用を、買取義務者と推進機関の間では積立金と交付金を、それぞれ相殺する方向で制度設計させていただければというふうに思っております。

具体的には、買取義務者は、各認定事業者に対して、特定契約に基づく買取費用の額、解体等積立金の額及び相殺後の額を通知し、支払額のみを支払う扱いとして、買取義務者と推進機関との間でも同様の扱いとすることとさせていただければというふうに思っております。

なお、上記の通知については、各認定事業者に対しても、その内容の正確性を確認するよう求める予定でございます。こういったことを御議論いただければと思っております。

8ページについては、そちらを図示した図になっておまして、認定事業者と買取義務者の買取費用と解体等積立金の相殺、そして買取義務者と推進機関の間での解体等積立金と調整交付金の相殺についてのスキームを書かせていただいた形になってございます。

続きまして、9ページにいかせていただきまして、F I P認定事業における外部積立ての方法になります。

現在、この6月に成立しましたエネルギー供給強靱化法の一部での改正法の中で、F I T制度のうちの一部をF I P制度のほうに移行させていくということが定まっております。この中で、太陽光を含め、競争力ある電源に関しては、F I Pのほうに移っていくということを御議論させていただいたところでございますが、F I P認定事業では、認定事業者に対しては卸電力取引市場における売買取引や小売電気事業者への卸取引により電気を供給するときに、基準価格と参照価格の差額がプレミアムとして交付される予定となっております。

詳しくは、11ページですとか12ページの大量導入小委員会の資料から抜粋された資料というのをご覧いただければというふうに思います。

その上で、中間整理の中では、F I P認定事業で交付されるプレミアムは国民負担によって支えられるものであることから、F I P認定事業において、F I T認定事業と同様に、事業用太陽光発電については、1、原則として、電気供給量に応じた解体等積立金について、推進機関への源泉徴収的な外部積立てを求めること、2、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者に対しては、内部積立ても認めることとしております。

なお、再エネ促進法では、プレミアムを交付するときに、プレミアムの額から解体等積立金の額を控除するというのも法律上規定されてございます。

ただ、実際の論点でございますが、控除する解体等積立金の額はプレミアムの額が限度となりますため、交付されるプレミアムが例えば季節、もしくは期間によって少額の場合には、解体等積立金の額よりもプレミアムの額が小さくなる場合がございます。こういった際に、廃棄等費用が適切に確保されるような方法に調整する必要があります。この不足が発生した場合には、認定事業者に対して、例えば1年分程度の不足額をまとめて通知し、当該額を推進機関に振込等の方法により積み立てることを求めているかどうかというふうに考えてございます。また、積立てがなされない場合には、必要に応じて、再エネ促進法に基づく指導・改善命令等の措置を採ることで、適正な積立てを求めることとしてはどうかというのが事務局の提案でございます。

また、積立て金額水準や積立て時期については、F I T認定事業と同等の積立てを求める観点から、基準価格の算定において想定される廃棄等費用を、交付期間終了前10年間で積み立てることとしてはどうかというふうにも提起させていただきます。その他、積立金の取戻しですとか内部積立てを認める条件等についても、F I T認定事業と同等としてはどうかと考えております。

さらに、F I P制度では、オフテイカーリスクという形で、こちらは詳しくは14ページに載っておりますが、例えば小規模事業者が外生的かつ予見困難な事情により市場取引ができなくな

った場合の対応というのが、一時調達契約という形で規定されております。一時調達契約に基づく電気の供給をするときも、同じ解体等積立基準額、キロワットアワー当たり何円というものの積立てを求めることとし、その方法は、FIT認定事業における外部積立ての方法と同様にしてはどうかということも提起させていただきます。こちらが9ページでございます。

続きまして、13ページは、こちらの内容をスキーム図にしたものでございまして、続きまして15ページに移っていただけますでしょうか。

基本的に、廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度ということで、廃棄等費用を織り込んで決定されてきた調達価格が適用されていること、事業者にとって公正かつ公平な制度とすること、確実な資金確保を促すことから、10キロワット以上の方というのは、事業用太陽光発電全てが対象になることが既に定められているところでございます。

この点は、再エネ特措法の中で、複数太陽光発電設備設置事業、第一種複数太陽光発電設備設置事業、第二種複数太陽光発電設備設置事業といった、こういった複数の太陽光を組み合わせると10キロワット以上となるような事業をやられている方々に関しても、実は再エネ特措法においては、事業用太陽光発電と同じ調達価格・調達期間が適用されてきてございます。

そこで、複数太陽光発電設備設置事業等では、事業用太陽光発電と同様に、廃棄等費用を織り込んで決定された調達価格が適用されていますから、この廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の対象とすることとしてはどうかというふうに考えております。

続きまして、論点4でございます。

積立金の取戻しに必要なパネルの割合や量というところでございますが、中間整理の中で、調達期間中に発電事業を終了もしくは縮小する場合、又は、調達期間終了後に事業の継続過程で太陽光パネルの一部を交換・廃棄されるような場合に、廃棄されるパネルの割合や量が一定値を超える場合に限り、積立金の取戻しを認めると取りまとめられております。

この点、FIT認定に係るデータベースで我々のほうで確認しましたところ、太陽光パネルの出力減少のための手続があった1万2,500件ほどの中で、出力減少の割合というのは1万1,000件以上が20%未満、20%の中に集中してしまっていて、10%以上の減少があったものは3,000件、15%以上の減少があったものは約1,500件でございました。

また、50キロワット未満の事業用太陽光発電を所有する事業者に対してヒアリングを行いましたところ、調達期間中の取戻しを希望する声は少なく、また、調達期間終了後であっても、小規模発電設備の場合はそもそもの積立金の額が少額で、取戻しのための事務コスト等を考えるとある程度の規模以上でないと取戻しの意味が薄いとの声もいただいております。

以上の実態やニーズ、また小口の取戻しが頻発しまして制度運用コストが増大することを防ぐ

観点も踏まえまして、廃棄される太陽光パネルについては、認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50キロワット以上を廃棄することを要件に、取戻しを認めてはどうかというふうに考えております。

また、取戻し可能な金額については、次の三つのうち最も小さい額を限度としてはどうかと考えてございます。下の図にもありますが、1は、10年間で積み立てられた積立金の総額、仮に積み立て期間中の場合は想定される積立金の総額のうち認定上の太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額、二つ目の選択肢としては、取戻し時点での積立額、三つ目としては、実際に廃棄に要した費用、この三つの中で最も小さい額を限度としてはどうかということを考えてございます。

続いての論点ですが、18ページにいただけていただけますでしょうか。

ここは論点というよりも、法律の内容の御報告になりますが、本年6月に成立しましたエネルギー供給強靱化法の中で、FIT制度に加えてFIP制度に係る入札や費用負担調整業務、解体等積立金管理業務、系統賦課金に係る業務、この点に関しましては、効率的かつ一体的に執行するために、それぞれ指定法人に担わせるのではなくて、認可法人である電力広域的運営推進機関、こちらに一括して担わせることを想定してございます。積立金の管理機関は、推進機関となります。

推進機関には、解体等積立金の管理業務の経理は、ほかの業務の経理と区別しなければならない義務を課しております。また、その設立、事業計画等の作成・変更等には経済産業大臣の認可や許可等が必要であるほか、その業務等に関しては経済産業大臣に監督権限を置いてございます。こちらが法律の内容の報告事項になります。

その上で、最後に内部積立てを認める具体的な条件ということで、論点6のほうに移らせていただきます。19ページをご覧くださいませでしょうか。

今回、本日は以下の論点について追加的に御議論いただきます。3点ございまして、1点目が保険・保証の取扱い、2点目は上場インフラファンドの取扱い、3点目が上場する金融商品取引市場の種類でございます。

まず振り返りまして、中間整理のほうで決められました内部積立てを認める場合の条件というのが20ページに書いてございます。

特に、今回御議論いただく内容としまして、六つの要件を満たすこととされておりました①から⑥の間の⑤の部分でございます。ここに関しまして、金融機関または会計士等により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認されていることというのが、i、iiで要件として定められております。1点目は、金融機関との契約によりまして、専用口座が開設されており、厳格

な資金管理の義務づけと廃棄等のための積立金が専用口座で管理されていること。2点目が、a又はbということですが、aに関しましては、認定事業者が上場されている法人であり、かつ、財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること、もしくは、bの認定事業者と法律上、厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人が上場されており、かつ、当該他法人の財務諸表の中で発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていることという要件が課されております。この点に関して、詳細を議論させていただければというふうに思っております。

22ページに移っていただけますでしょうか。

まず保険・保証の取扱いでございます。

中間整理では、保険・保証について、資金確保の蓋然性が高いということができれば、資金確保の一手段として取り扱うことも考えられると整理させていただきました。この点、上記の「資金確保の蓋然性が高い」といえる場合というのは、より明確な基準を検討しておくべきということで、この論点を提起させていただいております。なお、本制度が放置・不法投棄対策であり、そのための対応ができるかということが議論の大前提になります。

以上を踏まえまして、下の1、2をいずれも満たす場合に資金確保の蓋然性が高いとして、保険・保証による内部積立てを認めることとしてはどうかという点を述べさせていただきます。

1点目が、保証または保険の契約が効力が消滅するまでに、もし有効な別の保証または保険の契約が締結されず、認定事業者の方から積立金の総額に相当する額の積立てもない場合、保証人または保険者が、推進機関に対して、解体等積立金の総額に相当する額を、連帯保証債務または保険金支払債務として負うこと。2点目が、保証人または保険者の信用性が担保されていること。具体的には、現時点では、AーまたはA3以上の信用格付を有する金融機関または保険会社であることを条件にしようかと考えております。

いずれにしても、保険・保証のいずれについても、適切な情報提供の観点から、契約内容等の公表を条件とすることが適切と考えております。

続きまして、23ページの上場インフラファンドの論点に移らせていただきます。

中間整理のほうでは、27ページというところで、厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人について、当該他法人の財務諸表の中で資産除去義務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されている場合には、認定事業者自身が上場されている場合と同様に扱うことが適切であると整理しております。

この点、中間整理脚注の中で、上場インフラファンド投資法人について言及があるほか、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の中間取りまとめに関するパブリックコメントでも、

認定事業者と厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人に上場インフラ投資法人を含むべきであるとの意見をいただきました。

なお、上場インフラファンドに関する前提として、投資信託法上、投資法人は資産運用以外の事業活動を行うことはできません。また、租税特別措置法上、投資法人にとって重要な税の導管性要件の一つとして、ほかの法人の発行済み株式または出資の50%以上を保有していないことも定められております。このため、投資法人は、認定事業者になれず、また、実質的に認定事業者を子会社とすることもできません。

結果、もしFIT制度に関わる形、もしくは再エネ特措法に関わる形でインフラファンド投資法人がビジネスのスキームを描く際には、各社に共通する特徴として、設備所有者と認定事業者が異なるという点がございませう。例えば複数社が採用しているスキームにおいては、24ページに参考で記載しておりますが、発電設備の所有者は投資法人としまして、実際にFIT認定事業者として発電事業を行うのは、賃貸借契約によって設備を借りたSPCである場合が多うございませう。

このようなSPCが事業のスキームから倒産することが考えにくいという点、また、仮に倒産としたとしても、発電設備・土地の所有者である投資法人が別の事業主体を選定し発電事業を継続させる可能性が高い点、そして、平時においては、投資法人が賃貸借SPCを別の会社に変更するメリットはなく、通常想定されないという点。これらをふまえて、上場インフラファンドのスキームにおいては、事業主体の変更や、調達期間、交付期間中の発電事業の途絶といったリスクは低く、投資法人と実際の認定事業者との間の契約全体の中で、両者が同一の売電収入を原資に事業を行っていることを示す資金の流れ、貸借人からの契約の解除の制限、発電設備や設置された土地の他目的使用の制限など、財務的・組織的一体性を示す条項が確認できれば、投資法人自体を「厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人」とみなして、投資法人が上場要件を満たす限りにおいて、内部積立てを認めてもよいのではないかと提議させていただきます。

続きまして、内部積立てを認める具体的な条件の3点目でございますが、上場する金融商品取引市場の種類などにつきまして、25ページに移っていただきます。

中間整理では、「上場する金融商品取引市場の種類などの条件の詳細については、上場審査において企業の継続性・収益性、企業経営の健全性等が厳格に確認されているか、会計士による監査、情報開示が義務づけられているかといった観点から検討することとする」とされておりました。

この点、株式の上場については2点ございませうが、1、金融商品取引法に規定する金融商品取引所、もしくは国際取引所連合（WFE）に会員として加盟する取引所、この二つであれば、1

点目であれば内閣総理大臣の免許を受けていなければ開設することができない点、そして、金融商品取引法の法令による規制が課されている点、2点目に関しては、各国の証券監督当局による監督・規制がされた各国における重要な取引所であるという点を踏まえまして、現状では、金融商品取引法に規定する金融商品取引所もしくは国際取引所連合に会員として加盟する取引所において株式を上場している場合には、内部積立てにおける上場要件を満たすこととしてはどうかということ提起させていただきます。

また、債券のみの上場については、金融機関等へのヒアリングの結果、上場審査が非常に緩やかで、上場審査において企業の継続性・収益性、企業経営の健全性等が、必ずしも厳格に確認されていないと考えられております。このため、債券のみの上場をもって内部積立てにおける上場要件を満たすとはいえないとさせていただければと思います。

他方で、債券の上場によって、ア、認定事業者が取引所との関係において、会計士による監査済みの財務諸表を開示する義務を負っており、また、イ、上記財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること、さらに、2、認定事業者が一定の信用格付、例えばAーまたはA3以上を得ている場合、こういった例外的な要件が満たされる場合に関しましては、中間整理の観点から踏まえ、内部積立てにおける上場要件を満たすこととしてはどうかというふうに提起させていただきます。

加えまして、26ページでございますが、中間整理では、法律の規定による親子関係にある場合ですとか、これに準じる関係にある場合などについて、認定事業者と一体のものとして財務状況の評価することが可能であるとされております。

このことを踏まえまして、1、債券の上場により、繰り返しになりますが、認定事業者との間で法律上、厳格な財務的・組織的一体性が認められる他法人が、取引所との関係において、会計士による監査済みの財務諸表を開示する義務を負っており、あるいは上記財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されており、かつ当該他法人が一定の信用格付を得ている場合には、内部積立てにおける上場要件を満たすこととしてはどうかというふうにさせていただければと思います。

さらに、適切な情報提供という観点から、これは繰り返しになりますが、上場要件における内部積立てについても、財務諸表の開示義務の主体に関する情報の公表を条件とすることとさせていただければと思います。

なお、金融商品取引法上の金融商品取引所もしくはWFEに会員として加盟する取引所では、上場廃止基準が異なっておりますが、そもそも取引市場ごとに上場基準自体が異なっており、これは27ページに記載がございますが、各取引所において適切に上場企業の評価をした上で、上場

を継続させるかどうかを決定していると考えられますことから、特にこれらの取引所に加盟しているということ以上の補完的な要件は課さないこととしてはどうかというふうにさせていただいております。

続きまして、論点7に移らせていただきます。29ページをご覧くださいませでしょうか。

現行制度の中では、定期報告において開示の同意があった案件については、廃棄等費用の積立ての進捗状況を公表しております。中間整理で取りまとめられたように、発電事業終了後の太陽光発電設備の放置・不法投棄に対する地域からの懸念に対応していくためには、適切な情報を公表し、事業者による適正な廃棄等の対策の実施や地域との共生を促していくことも重要です。

こうした背景のもと、再エネ促進法では、再エネ発電事業計画に記載された事項以外の情報の公表に関する規定を設けております。

今後、現在審議が進んでおります大量導入小委員会・再エネ主力化小委員会の合同会議の中で、公表事項・公表方法について詳細検討を行ってまいりますため、廃棄等費用の積立て状況ですとか保険などの自主的取組に関する公表事項・公表方法についても、本WGの中間整理をふまえながら、同審議会において検討していただくこととしてはどうかという提起でございます。

最後に32ページに移らせていただきまして、こちらの制度、積立ての施行時期でございますが、最も早い事業が積立てを開始する時期として、中間整理などでは、積立ての時期を一律に調達期間の終了前10年とすることとまとめさせていただいており、システム開発その他の体制整備に一定の時間を要することから、認定事業者等に対して十分な周知期間の確保が必要であるということを書かせていただいております。また、FIT制度開始から10年後、すなわち2022年7月までの適切な時期に、この制度を施行することとしております。

この点、エネルギー供給強靱化法では、廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度における法律条文の施行時期として、2022年4月1日とさせていただいており、また、積立て期間については、経済産業省令のほうで定めることとさせていただいております。

以上をふまえて、廃棄等費用の積立てを担保する制度につきましては、最も早い事業が積立てを開始する時期を、2022年7月1日、その後、事業ごとの調達期間、交付期間の終了時期に応じて順次積立てを開始することとしてはどうか、それまでに周知や準備をできるだけ早期に進めさせていただくこととしてはどうかということを提起させていただきます。

以上が事務局からのプレゼンテーションとなります。

こちらで若尾座長のほうに議事進行をお願いいたします。

○若尾座長

どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの御説明をふまえて、御議論をお願いいたします。

御意見や御質問がありましたら、スカイプのコメント欄にお名前、発言を御希望の旨を御入力ください。オブザーバーの皆様におかれましては、お名前と併せて所属も御入力をお願いいたします。もし何かトラブルや御不明な点がございましたら、事前に事務局よりお伝えしておりますメールアドレス、連絡先まで御連絡いただければと思います。

それでは、御議論のほうをよろしくをお願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、小野田委員、お願いいたします。

○小野田委員

どうも早稲田大学の小野田です。御説明ありがとうございます。

おおむね全体としては問題ないかなと思いますが、簡単な質問を一つとコメントを一つずつ言わせていただきたいと思います。

まず質問のほうですが、16ページ目の積立金の取戻しに必要なパネルの割合や量のところですが、これは図だけ見るとやや分かりにくく、説明を聞けば理解できるという印象です。事務局の説明で、出力の縮小に関する調査をされたことは理解したのですが、例えば、災害等で、廃棄せざるを得なくなった状況は、この議論の中でどのように整理されているかという点を教えていただきたいのが質問です。

コメントは、最後のほうの上場インフラファンドの取扱いや情報開示に関するところですが、基本的には専門の先生の御意見を参考にしつつ、御提案のように進めていただければと思っています。外部積立てに関しては異論はありません。しかし、インフラファンドや認定事業者といったときに、そもそも何のために積み立てているのかという点、つまり、不法投棄の防止や適正処理等に関する認識を主体が変わっても理解していただけるような啓蒙活動をしっかり行っていただきたいという意見でございます。

私からは以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございました。

ただいまの御意見、事務局よりよろしくをお願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず1点目でございますが、質問いただきました災害での廃棄の状況をどう整理するかという点でございますが、基本的に、調達期間中については、資料のとおり事業者に対するヒアリングの結果に加えまして、これまでも事業計画認定の範囲内でのパネルの変更等で対応されることが

多いのが実情だと認識しています。

また、調達期間終了後について、資料のとおり、事業者に対するヒアリングの結果に加えまして、中間整理の際の想定される積立金の額を前提にしますと、取戻しに係るパネルが50キロワット未満では、50万円から85万円未満というのが金額相場です。こういった文書の提出ですとか資料の提出というのは一定のコストがかかるというのは事実でございますので、今後、中間整理で指摘いただきました制度運用コストの増大防止という観点も踏まえまして、資料のとおり案として御提案させていただいておまして、つきましては、災害等で取り戻す場合については、現在のところ、特別には考慮していないということでございまして、どちらかといえば出力を減少させるパターン、そういったパターンに関して提案として対応しているところでございます。

もう1点、コメントいただきましたインフラファンドなりで、不法投棄について主体が変わってもしっかり啓蒙活動をしていくようにという点でございしますが、この点に関しましては、先生の御指摘はまさに重要な点でございますので、こちらのほうの啓蒙活動というのは、しっかり我々のほうでも進めさせていただければなというふうに思いますし、もちろん廃棄制度そのものが今後導入されていく制度でございますので、その中で併せて提案させていただければというふうに思っております。

○若尾座長

どうもありがとうございました。

小野田委員、よろしいでしょうか。

○小野田委員

承知しました。よく理解しました。ありがとうございます。

○若尾座長

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、山下委員、お願いいたします。

○山下委員

環境エネルギー政策研究所の山下です。御説明ありがとうございます。

私からは1点、29ページの積立てに係る情報の開示について御質問いたします。

適切な情報を公表し、事業者による適正な廃棄等の対策の実施や地域との共生を促していくことも重要であるということで、情報の公表に関する規定も新しく設けられたということで、現状、廃棄等の積立て状況は……

○事務局

先生、もう少し大きな声でお願いできますでしょうか。ちょっと音声が届きにくいみたいでして。

○山下委員

廃棄費用の積立て状況に関しては、現状、開示不同意というものもありますけれども、この不同意というのはなくなり、全部、全て状況は公表されるという理解でよろしいでしょうか。

○若尾座長

事務局よりよろしくお願いたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

積立てに関する情報の公表については、開示不同意ということは、すみません、どちらの制度の話でございましょうか。すみませんが、もう一度お願いできますでしょうか。

○山下委員

現状の再生可能エネルギーの事業計画認定のエクセルがダウンロードできるところですと、開示不同意というものが散見されるんですけども、これが新しい制度では、基本的には公表ということになるのでしょうか。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

すみません、既存の法令が改正された後の法令、こちらにおいては、基本的に不開示のものというのは開示にしていくことが可能になるような法令というものの改正をさせていただきましたので、今後、例えば29ページの下にございます第52条1項、経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電……に対して、業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができるというような規定というのを置かせていただいています。この中で、開示というのを求めていくということを考えてございます。

○山下委員

ということは、開示不同意はなくなって、基本的に積立ての金額が何年目か、公表の仕方はありますけれども、不同意はなくなるという理解でよろしいですか。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

そうですね。さようでございます。

○若尾座長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、松本委員、お願いたします。

○松本委員

松本でございます。聞こえますでしょうか。

○若尾座長

大丈夫です。

○松本委員

中間整理から、さらに制度の詳細を提示いただきまして、ありがとうございます。おおむね事務局案に賛成をいたしますが、3点質問がありますので、お願いいたします。

まず16ページ、先ほど小野田委員からも御意見がありました論点4の積立金の取戻しに必要なパネルの割合や量についてですが、災害に遭ったものではなくて、認定上の太陽光パネル出力の15%かつ50キロワット以上を廃棄することを要件に、積立金の取戻しを認めるという案の、この15%かつ50キロワット以上と設定された根拠をお教えいただけないでしょうか。これはFIT認定のデータベースの太陽光パネルの出力減少のための手続をされた案件を参照にして、この数値を設定されたという理解でよろしいでしょうか。

二つ目の質問です。積立金について、外部積立てと内部積立ては現金で運用することになると思いますが、これは金利はつくのでしょうか。内部積立てで銀行に専用口座がある場合、金利がつくと思いますが、金利の有無について確認をさせてください。

三つ目の質問です。中間整理では、年に1回の定期報告のタイミングにおいて、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用を積み立てており、その公表に同意する案件に内部積立てを認めるとしてあります。ただし、修繕などのために一時的に下回る場合には、原則1年以内に再び満たすこととしていますが、この修繕等というのは、具体的な用途は何なのか、明記しなくていいのか、気になりました。解体、修繕、リプレースということでしたら、それを明記する必要があるのではないのでしょうか。もし、そのほかにあるようでしたら、その用途についても明記いただければと思います。

また、1年以内に減った分の積立金を再び満たすこととしていますが、どのように確認するのか。これは公表されている積立金を管理機関が、その進捗を確認することになるのでしょうか。その確認の方法について教えていただきたいと思います。

最後に、コメントですが、本積立て制度は、FIT期間終了時点で設備を廃棄、処理することを推奨しているわけではないということを、2022年7月の制度開始前までに事業者を理解してもらうことが大事だと思いますので、ぜひ国の広報活動をよろしくお願いいたします。併せて、JPEAでまとめられています太陽電池モジュールのリサイクルが可能な産業廃棄物中間処理業者の情報を、国も併せて広報いただきたいと思います。

以上でございます。

○若尾座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御意見に関して、事務局よりお願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず15%かつ50キロワット以上の根拠ということでございますけれども、こちらは制度運用のコストをどうやって増大することを防ぐか、そして、どれぐらいのパネルの減少であればそんなに頻発するものではないのかといったようなことをふまえながら、こちらのほうで事務処理のコストの増大の限界値というのを見ながら定めさせていただいたものでございまして、もし御異論があるようであれば、具体的にほかの提起というものがあればおっしゃっていただければというふうに思っております。

2点目でございますが、外部、内部積立てに関して、現金で金利はつくのかという御議論でございますが、類似の積立金制度において、外部機関に積み立てた積立金に利息を付しているようなものがあるというのは承知してございます。この点、本制度において、積立金を義務づける廃棄等費用というのは、FIT制度の開始当初から調達価格に含まれておりまして、事業者自身が積み立てることを期待されていたものです。加えて、本制度では、外部機関において積立金の管理業務に必要な事務費というのが、賦課金によって手当てされることが想定されてございます。そういう意味では、原資となる調達価格が国民負担によって支払われていることをふまえますと、利息については国民負担を軽減するための積立金の管理業務に充てるということが適切というふうに考えておりまして、そういう意味では金利はつくんですけども、その管理業務に充てていただくということを想定してございます。

3点目の内部積立てのうち修繕等に関しましてというのは、特に内部積立てですので制約はしておりません。その上で、確認方法でございますけれども、基本的に再エネ促進法に基づく定期報告を使って確認させていただくということを考えてございます。

最後に、コメントいただきました廃棄処理を推奨しているわけではないということと、もしくは、モジュールの中間処理事業者の情報公表というのを進めていくことに関しましては、広報に関する貴重な御意見として承らせていただきまして、今後の広報に活用させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○若尾座長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○松本委員

ありがとうございました。結構です。

○若尾座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして大石委員、よろしく願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

大石委員、聞こえておりますでしょうか。ミュートになっていたりしないでしょうか。

少々お待ちいただけますでしょうか。

申し訳ないのですが、電波の関係かもしれないませんが、大石委員からお声が聞こえないために、次の方に移らせていただこうかと思えます。

今、お二人、多分書き込まれておりますが……。

○若尾座長

では、大石委員のほうは後ほど、またお伺いするといたしまして、続きまして、井澤委員よりお願いいたします。

井澤委員、聞こえていますでしょうか。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

すみません、井澤委員の電波も通じないようなので、先に大石委員のほうから電話にて発言をいただこうかと思えます。

○若尾座長

では、大石委員、御発言のほうをよろしく願いいたします。

○大石委員

すみません。ミュートが外れなくなり失礼いたしました。

では、こちらで発言させていただきます。大石です。

まず先ほど、先生方がおっしゃられていた16ページになります。要するに、途中で積立ての解除ができるということですが、その場合、一番少ない額として、その時点で積み立てていた金額を取り戻すことができるということになっています。しかしこの時点で支払ってしまうと、積立額がゼロになってしまうわけですが、その場合、この時点から改めて10年積み立てるということになるのか、それとも、ここまでの期間も含めての10年ということになるのか、確認させていただきたいというのが1点です。

○事務局

大石委員、失礼いたします。

申し訳ございません、少々マイクが、もう少し音量が必要なようでして……。

大石委員、少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。

○若尾座長

委員の皆様、今、声のほうは聞こえていますでしょうか。

そういたしますと、大石委員、大変恐縮なんですけど、もう一度御質問いただいてもよろしいでしょうか。

○大石委員

はい。聞こえておりますでしょうか。では、重ねてなりますが質問させていただきます。

先ほど先生方から御質問がありました16ページの論点4の取戻しのところですが。

取り戻せる額についてですが、その時点で積み立てている額が必要額に足りない場合には、全額取戻しができるといった話になっておりました。そうしますと、その時点での積立額がゼロになってしまうわけですが、そこから改めて10年間また積み立てるということではないのか、確認させてください。

あと、意見としてですが、情報開示というのは、やはり消費者にとっての安心感につながるものですので、必ず情報開示することをセットとして考えていただけるということをお願いしたいと思います。

以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございました。

それでは、今の御意見に関して、事務局よりお願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まずいただきました点、積立金を途中で取り戻してしまった場合、ゼロ、リセットになるのか、その後また10年積立てなのかといった点でございますけれども、こちらに関しては、その額の多寡にもよりますけれども、基本的には従前どおり、もともと予定していた積立金というのは積み立てていくということになってございます。

その上で、必ず情報開示というものを、いろんな制度においてだと思っておりますが、セットにさせていただきたいということに関しましては、おっしゃっておられる趣旨もごもっともでございますので、様々なところで開示をさせていただくということは、書いてございますけれども、基本的には進めさせていただこうかなと思っております。

ちなみに、事業途中では、あくまで終了とか縮小する場合には、割合に応じての取戻しになりまして、縮小した場合というのは、その分、廃棄が今後必要なパネルの量というのも減少してまいります。その点、同じ額を積み立てるといえるのは、やや語弊でございます、すみません、事

業途中で取り戻した分だけを差し引いた分というのを引き続き積み立てていくということになってございます。

以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございます。

大石委員、よろしいでしょうか。

○大石委員

分かりました。ありがとうございました。

○若尾座長

では、続きまして、井澤委員、お願いできますでしょうか。

井澤委員、聞こえますでしょうか。

○井澤委員

聞こえます。井澤です。

○若尾座長

ほかの委員の皆様、井澤委員の声は聞こえていますでしょうか。

では、お願いいたします。

○井澤委員

すみません、スカイプの不具合で失礼いたしました。

事務局から、皆さんから御提案いただいた内容ですけれども、基本的には前回、中間整理でおまとめいただいたところをベースに、さらに御検討されているといったところで、基本的に異論はございません。

また、今まで皆様からいただいたコメントについても、私自身、特段の違和感なく、おっしゃるとおりというふうに考えているところです。

細かいところで一つだけお願いといたしますが、御確認させていただきたいところがございますけれども、今回のページでいいますと、20ページ目でお願いできますでしょうか。

20ページ目で内部積立てを認める場合の条件（全体像）といったところで、こちらの第6回目のワーキンググループの資料ということで理解しております。ここで、1から6全て満たしていることといったところで、⑤のところの下線部分で、金融機関または会計士等により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認されているということが記載にございますが、こちらは第6回のワーキンググループのときの資料でございまして、中間整理の中では文言を変更していただいたというふうに理解しております。

中間整理の中では、⑤は金融機関により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認されていること、または会計士により監査された所定の財務諸表が開示されていることというところで文言の変更をいただいていますので、余計だったかもしれないんですけども、一言申し添えさせていただきます。

以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございました。

では、ただいまの御意見に関しまして、事務局よりお願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

20ページの資料に関しましては、第6回の資料というのをそのまま引用させていただいておりますので、中間整理の整理というのが、基本的にそちらを引き継いで今回議論してございます。

その上で、内部積立てを認める際には、積立金を着実に積み立てていただいていることを個々に示すということが、地域との関係でも必要であるとの観点から、中間整理で整理いただいたものと理解しておりますので、いただいた話をふまえておると理解しております。

以上でございます。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

では、続きまして、順番に御指名させていただきます。

市村委員、お願いいたします。

○市村委員

ありがとうございます。市村です。聞こえますでしょうか。

○若尾座長

聞こえております。

○市村委員

ありがとうございます。

今回の事務局提案資料については、全体について特に異論はございません。

例えばスライド7ページ目、8ページ目辺りの外部積立ての方法というところに関しましても、基本的には源泉徴収的のどうやっていくかというので、法制度的には大分苦労されたところかと思いますが、こういった形でやっていただければ、源泉徴収的な対応というものが実現できるというふうに思っておりますので、そういった意味で非常に重要なポイントだと思っておりますが、その点も含めて異存ないと考えているところでございます。

1点だけ、内部積立てを認める条件に関連して、スライド22、23ページ目辺りで、ここは少し細かいところの確認というか、今後、多分御整理いただくというところかなと思うんですが、22スライド目を拝見すると、保険・保証の場合は、基本的にはこういったことが内容とされていることということが、要件になっているということですが、他方で、上場インフラファンドの場合については、一番下の丸のところ、基本的には一定の条項が確認できればということで、確認をすることが前提となっているのかなと思われる。

省令との関係では、この事務局資料の3ページ目の7番というところかと思いますが、発電事業計画に経済産業省令で定める基準に適合する積立額、積立て方法等が記載されている場合と、こういったところになってきて、具体的にどう記載するかというところにも関わってくるのかと思いますが、場合によっては、保険・保証の場合も確認をするということもされてもいいのではないかと思いますし、そういったところを含めて、今後詳細の省令をつくっていただく段階の中では、御検討いただければと思っております。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

では、ただいまの御意見に関しまして、事務局よりよろしく願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

事務局でございますが、おっしゃるとおり、保険・保証の取扱い、上場インフラファンドの取扱いに関しましては、省令の中で要件を定める、その際の手続というのも決めていくということになるかと思しますので、そちらの中でいただいた意見をふまえながら検討させていただければというふうに思います。

○若尾座長

どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○市村委員

ありがとうございます。

○若尾座長

では、続きまして、柳田委員よりお願いいたします。

○柳田委員

柳田でございます。中間整理に基づいた今回の御提案につきましては、基本的には……

○事務局

柳田委員、すみません、失礼します。

後ろで聞こえている中継の音が多分入っていると思うので、そちらをオフにさせていただいてもよろしいですか。

○柳田委員

失礼いたしました。すみません。

私のほうからの発言でございますけれども、御提案につきましては、基本的な異論はございませんが、ちょっと確認させていただきたいところがございます。

その一つは、内部積立てを認めるときの要件としての保険・保証行為のところでございますが、格付の基準というのが書かれておまして、Aー等々の記載があると思うんですが、これは日本の格付機関を含めた格付機関ということの理解でよろしいかという点が1点と。

もう一つは、保険・保証の内容も開示すべきであるというような、公表すべきであるという御意見があったと思うんですが、内部積立ての場合の履行の確実性という観点において公表すること自体には異論はないんですが、公表のメッシュにつきましては、例えば29ページに書いてあったような項目の一つというような位置づけでの公表を考えていらっしゃるのか、それとも保険・保証そのものを開示せよという考え方なのかというのを確認させていただきたいと思います。

後者の場合は、金融機関側、あるいは保険会社等々にも守秘義務がありますので、そちらとの兼ね合い、あるいは秘匿性の高い情報がある場合も、ものによってはございますので、その点も考慮しての質問でございます。

以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございます。

それでは、事務局よりよろしくお願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

まず1点目の格付のAーもしくはA3以上の信用格付というところでございますが、基本的に日本の格付機関を含むものとしております。

その上で、保険・保証の公表の話でございますけれども、この点は、現行のFIT制度の中で入札の際の保証書の条件というものを幾つか定めさせておまして、そちらを参考にしながら公表の内容というのを考えていく予定です。

例えば、ちなみに言うと、この入札の保証書の条件ということに関しましていいますと、保証人が保証書を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者の信用格付がAーまたはA3以上の金融機関であること、保証書の代表者名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること、

保証期間が一定の期間より長いこと、保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から10日間以上であること等を添付書類としまして、保証人の登記事項証明書、代表者の印鑑証明書等を出していただきながら確認することとなっております、この運用を見習わせていただきながら制度の施行というのを考えていきたいなというふうに思っております。

○柳田委員

承知しました。ありがとうございます。

○若尾座長

ありがとうございました。

それでは、順番に、続きまして長峯委員より御発言をお願いいたします。

○長峯委員

長峯です。聞こえますでしょうか。

○若尾座長

聞こえております。

○長峯委員

では、太陽光発電協会のほうからコメントをさせていただきます。

取戻しについて、幾つか意見を言っていただきました。基本的に、私どもはこの条件で、ある意味、事業者としてはなるべく細かいほうが安心であるということはもちろんありますけれども、制度運用上の制約等から、一定の制限がつくということについては理解をさせていただきます。

あと、50キロワット未満について、低圧の設備については、一部の取戻しができないわけなんですけれども、それについても、工事の規模というようなことを現実的に考えますと、これも一定の制約があっても、事業者にとっては大変大きなリスク、制約になるわけではないであろうというところから理解をさせていただきます。

あとは、コメント、お願いのようなことになりますけれども、二つお願いをしたいと思うんですが、資料の中にも各所にこの制度の周知についてはお取り組みいただけるというようなことが書いてありますので、既に御計画済みだとは思いますが、一つは、まずは何せ対象の多い外部積立て、これは数十万件というような規模感でございますので、事業団体、様々に連携しながら周知という努力はしてまいりますものの、ここに御提案いただいておりますように、国としてのお取組もぜひお願いしたいということ。

もう一つ、内部積立てのほうについては、詳細に条件を定義いただいているものの、現実の事業のスタイル、ファイナンスや投資のスキーム、これが様々にあるということを考えますと、個々の事業者にとってみると、この条件のどこにどう一致していると考えたらよいか、もしくは

は、この条件に一致しているということを示すための具体的な書面等々は何が必要なのかというようにことになりますと、恐らくこのレベルより、もう少し深いところで様々な疑問が出てくるということが考えられます。

ぜひ、制度開始前のほうから、制度開始してからですと、もう時間がないということなので、早めのそれらの、いわゆるQA対応というようなものに対応できるような御検討を賜れば大変ありがたいと存じます。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

長峯委員からいただきました御意見でございますが、おっしゃるとおり対象の多い外部積立てというのを求めていく制度でございますので、制度の周知はしっかり取り組んでまいりたいというのが1点目。

もう1点が、おっしゃるとおり、個別の案件で我々は当たるのか当たらないのかといったお問合せというのが予想される場所ではございますので、この2022年7月の施行ということを見据えて、早め早めでQ&Aを含めて対応というのをしていければというふうに思っております。

以上でございます。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

○長峯委員

ありがとうございます。

○若尾座長

では、続きまして順番に、山下委員、お願いいたします。

○山下委員

環境エネルギー政策研究所の山下です。聞こえますでしょうか。

○若尾座長

聞こえております。

○山下委員

1点コメントをさせていただきます。

今、この制度全体としては問題ないと思います。

一方で、自治体のほうで北茨城市にもヒアリングに来ていただきましたけれども、廃棄費用の積立てを求める制度が少し増えてきております。特に最近、神戸市の適正な設置及び維持管理に関する条例ですと、5ヘクタール以上の施設に関しては、廃棄費用事前積立てというふうになっておりまして、制度的には重複することになります。

こちらは自治体のほうで、今後こういった積立ての制度は増えてくるかどうか分かりませんが、何かしら事業者にとって二重の負担にはならないような形で制度を運用できるように、私どもも提言はしていきますけれども、何らか調整があってもいいのかなと思いました。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございました。

では、事務局よりお願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

北茨城市のヒアリングですとか、あるいは神戸市さんの条例みたいな話というのがあることは承知しておりますが、個別の条例に関するコメントですので、差し控えさせていただこうと思いますが、国としては、外部積立ての対象となる事業者さんに対して、既存の積立ての有無にかかわらず同一の条件で積立てを求めるという方針を取りまとめております。

その上で、既存の積立金の取扱いについて、適正な廃棄等がなされるように事業者が適切に取り扱うことを求めていきますとともに、なお、長期安定発電の責任能力があって、確実な資金確保が見込まれるような事業者さんに対しては、具体的な条件を満たした場合に限って例外的に内部積立てを認めることとしておりますので、その点は、国と自治体とそれぞれで制度を運用していくということになるかと思えます。

○若尾座長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○山下委員

はい。

○若尾座長

では、続きまして、山瀬オブザーバーのほうから御発言お願いいたします。

○山瀬オブザーバー

電力広域的運営推進機関、事務局長補佐の山瀬です。今回から参加させていただきます。十分に運用できるよう準備を進めてまいりますので、どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いたします。

私からは1点だけ、御協力をお願いしたいことがございます。

9ページですが、認定事業者に対して1年分程度の不足額をまとめて通知し、認定事業者において当該額を推進機関に振込等の方法により積立てすることを求めているという記載がございます。こちらなんですけれども、振込等の手段で行うこととなりますと、恐らく御対応いただけない方が発生することも予想されるため、その後、指導改善命令等、記載いただいているかと思えます。

あまり件数が多くなく、また最終的にお支払いいただければよろしいのですが、それでも事務局コストを低減するためにどのような工夫ができるか、業務設計に当たりお知恵を今後ともお借りできたらと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

事務局からでございますが、まさにそちらの件数というのは、どうやってなるべく抑えていくか、もしくは実際に起こったときにどのように連携させていくかということに関しましては、電力広域的運営推進機関さんとも今後も連携させていただければなというふうに思っております。

以上です。

○若尾座長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○山瀬オブザーバー

はい、よろしく願います。ありがとうございます。

○若尾座長

そのほか、全体を通じまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日は、一時的にネットワークが不安定なときもございましたけれども、大変熱心な御議論をいただきまして、どうもありがとうございます。

本日のワーキングのまとめを私のほうからさせていただければと思いますけれども、本日御議論いただいた各論点、具体的には、まず一つ目がF I T認定事業やF I P認定事業における外部積立ての方法、続きまして、複数太陽光発電設備設置事業等の取扱いの件、また、積立金の取戻

しに必要なパネルの割合や量の件、また、内部積立てを認める具体的な条件、それから積立てに関わる情報の開示、また本積立て制度の開始時期、これらの論点について御議論いただきましたけれども、いずれも事務局案におおむね異論はなかったと認識をしております。

事務局には、この方向で進めるとともに、本日まとまった内容については実行に移していただくということにしたいと思っておりますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○若尾座長

ありがとうございます。

それでは、このような形で進めていくことにしたいと思います。

改めて、本日、大変熱心な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上で本日の議事は終了となりますけれども、今後の予定について、事務局よりお願いいたします。

○廣瀬省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

今後、本ワーキンググループの開催がある場合には、経済産業省のホームページ等によりまして適宜お知らせすることとさせていただきます。

○若尾座長

それでは、これをもちまして本日のワーキンググループ、第8回を閉会としたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

—了—